

第 6 回 農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 2 月 2 2 日開会

中標津町農業委員会

令和2年12月22日、第6回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	二 瓶 裕 貴
2 番	横 田 千 秋
3 番	谷 川 好 則
4 番	長谷川 孝 二
5 番	田 中 洋 希
6 番	竹 村 聡
7 番	武 田 健 治
8 番	田 中 世 一
9 番	瀧 本 和 男
10 番	須 崎 智
11 番	和 泉 光 広
12 番	後藤田 宏 幸
13 番	高 橋 正 一
15 番	小 林 亨
16 番	中 村 正 生
17 番	笠 原 康 博
18 番	本 田 信 幸

本日欠席した委員

14 番	赤波江 信 二
------	---------

附議した案件

(イ)	議案第26号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について
(ロ)	議案第27号	現況証明願いについて
(ハ)	議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
(ニ)	議案第29号	農地法第4条の規定による許可申請について
(ホ)	議案第30号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(ヘ)	報告第10号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画利用権設定等変更届について
(ト)	報告第11号	農地法第4条許可書の交付について
(チ)	報告第12号	農地法第5条許可書の交付について
(リ)	報告第13号	農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事 務 局 長	坂 井 一 文
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	小 倉 欣 也
係	宮 崎 智 佳

(開 会 10時30分)

- 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第6回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
11番、和泉 光広 委員。
12番、後藤田 宏幸 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 11月20日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上です。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第26号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)から(6)について、内容を事務局から説明願います。
(挙手あり)農地係長。
- 農地係長 上程になりました議案第26号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)から(6)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇。
2、解約する土地。字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積95,677㎡、利用状況、牧草畑。ほか1筆、計97,832㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成30年5月28日から令和5年3月22日まで。5、合意解約成立の日。令和2年12月8日。6、解約の理由。合意解約。
この案件については、議案第28号(2)(3)、議案第30号(1)に関連するも

ので、個人名義で賃貸借していた農地について、新設した農地所有適格法人と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。3ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、解約する土地。字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 26,597 m²、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成29年6月1日から令和4年5月31日まで。5、合意解約成立の日。令和2年12月8日。6、解約の理由。合意解約。なお、(3)につきましても、貸主が同一であり、氏名等省略し、一括してご説明いたします。4ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇〇・〇・〇。

2、解約する土地。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、現況地目、畑、面積 7,186 m²、利用状況、牧草畑、ほか1筆、計 40,950 m²。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成29年6月1日から令和4年5月31日まで。5、合意解約成立の日。令和2年12月8日。6、解約の理由。合意解約。

この2件については、議案第30号(5)(6)に関連するもので、賃貸借していた農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。5ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、解約する土地。字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 24,139 m²、利用状況、牧草畑、ほか3筆、計 75,579 m²。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。令和元年10月28日から令和6年8月22日まで。5、合意解約成立の日。令和2年12月8日。6、解約の理由。合意解約。

この案件については、議案第28号(5)、議案第30号(9)に関連するもので、経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地について、再度、後継者と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。6ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地。字〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 68,940 m²、利用状況、牧草畑、ほか5筆、計 231,430 m²。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成30年12月25日から令和5年10月26日まで。5、合意解約成立の日。令和2年12月8日。6、解約の理由。合意解約。

この案件については、議案第28号(14)(15)、議案第30号(11)に関連するもので、個人名義で賃貸借していた農地について、新設した農地所有適格法人と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。7ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町字〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地。字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 5,954 m²、利用状況、牧草畑、ほか4筆、計 80,737 m²。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成28年12月26日から令和3年10月24日まで。5、合意解約成立の日。令和2年12月8日。6、解約の理由。合意解約。

この案件については、議案第28号(16)、議案第30号(12)に関連するもので、経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地について、再度、後継者と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第27号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第27号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 14,227 m²、利用状況、雑種地。ほか1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は、10ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地、字西竹742番2は農業振興地域内の農用地区域内、字西竹379番13番は農業振興地域内の農用地区域内農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地及び宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和2年11月16日に第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第27号(2)について説明いたします。11ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。東当幌11番3、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積2,290㎡、利用状況、原野。ほか31筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。

4、見取図は、13ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内で一部が農業振興地域外の農用地区域内で一部農用地区域外となっており、公簿が畑及び牧場ですが、現況が原野・雑種地・宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和2年12月18日に第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。なお、本案件につきましては、(1)から(4)、(5)から(9)、(10)から(17)の3回に分けて審議を致します。
(1)から(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)から(3)について説明いたします。15ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 10,338 m²、利用目的、牧草畑。ほか6筆、計 501,216 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年12月22日から令和12年12月21日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計 712,303 m²、家畜、牛 146 頭。7、見取図については、16ページ、17ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借の期間が満了することに伴い、再設定するもので別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

18ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 17,335 m²内 11,400 m²、利用目的、牧草畑。ほか1筆、合計 32,900 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、家畜、牛 91 頭。7、見取図については、21ページのとおりとなっております。なお、(3)につきましても、借主が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。

19ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 29,951 m²、利用目的、牧草畑。ほか31筆、合計 390,230 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、家畜、牛 91 頭。7、見取図については、21ページのとおりとなっております。この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第28号(4)について説明いたします。22ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積2,136㎡内1,199㎡、利用目的、普通畑。ほか43筆、計674,064㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計674,064㎡。7、見取図については、25、26ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和2年11月12日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第28号(1)から(4)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により2番、横田委員の退席をお願い致します。

(横田委員退席)

(5)から(9)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第28号(5)から(9)について説明いたします。27ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積24,695㎡、利用目的、

牧草畑。ほか43筆、合計764,076㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、経営地、計764,076㎡。7、見取図については、29、30ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和2年11月18日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。31ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇m、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積69,517㎡、利用目的、牧草畑。ほか26筆、計533,277㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、家畜、牛133頭。7、見取図については、34ページのとおりとなっております。なお、(7)につきましても、借主が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。

33ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積24,788㎡内13,109㎡、利用目的、牧草畑。ほか1筆、計53,397㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、家畜、牛133頭。7、見取図については、34ページのとおりとなっております。この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

35ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積17,395㎡、利用目的、牧草畑。ほか25筆、計623,151㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。

4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、8人、農従者、4人、畑676,643㎡。7、見取図については、38、39ページのとおりとなっております。なお、（9）につきましても、借主が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。

37ページをお開きください。

（9）1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積483㎡、利用目的、牧草畑。ほか6筆、計53,492㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、8人、農従者、4人、経営地、計676,643㎡。7、見取図については、38、39ページのとおりとなっております。この2件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和2年11月12日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（5）から（9）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
議案第28号（5）から（9）について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

（横田委員着席）

横田委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

（10）から（13）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）横田委員。

横田委員 議案第28号（10）から（13）について説明いたします。40ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,536 m²、利用目的、牧草畑。ほか 31 筆、計 983,712 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。

4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計 983,712 m²。7、見取図については、42ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和2年11月13日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。43ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 64,233 m²、利用目的、牧草畑。ほか 14 筆、計 473,351 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。

4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計 473,351 m²。7、見取図については、45ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和2年11月13日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。46ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、〇〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 199,290 m²、利用目的、牧草畑。ほか 17 筆、計 548,691.23 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年12月22日から令和12年12月21日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計 548,691.23 m²、家畜、牛 143 頭。7、見取図については、48ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借の期間が満了することに伴い、再設定するもので別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。49ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 21,389 m²、利用目的、牧草畑。ほか 37 筆、計 756,840.52 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年12月22日から令和12年12月21日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計 756,840.52 m²、家畜、牛 86 頭。7、見取図については、51 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借の期間が満了することに伴い、再設定するもので別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10) から (13) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(14) (15) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第28号(14)(15)について説明いたします。52ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 32,396 m²、利用目的、牧草畑。ほか 17 筆、計 289,057 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、家畜、牛 200 頭。7、見取図については、56、57 ページのとおりとなっております。なお、(15) につきましても、借主が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。54ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、原野、現況、畑、面積 24,793 m²、利用目的、牧草畑。ほか 12 筆、計 282,344 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、家畜、牛 200 頭。7、見取図については、56、57 ページのとおりとなっております。この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を

使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14)(15)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(16)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第28号(16)について説明いたします。58ページをお開きください。
(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積12,233㎡内9,800㎡、利用目的、牧草畑。ほか41筆、計570,825㎡。3、許可を受けようとする事由。
貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、4人、経営地、計651,562㎡家畜、牛185頭。7、見取図については、61ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和2年11月20日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

議長 説明が終わりましたので、(16)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(17)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中 洋希委員。

田中委員 議案第28号(17)について説明いたします。63ページをお開きください。
(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、帯広市〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積29,205㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了によりを再設定する

もの。借主、期間満了によりを再設定するもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和7年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計1,585,932.25㎡、家畜、牛118頭。7、見取図については、64ページのとおりとなっております。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するもので別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(17)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第28号(10)から(17)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により5番、〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。66ページを開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積72,557㎡の内610㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。

4、転用の期間。許可日から永久転用。5、見取図については、67ページのとおりとなっております。本案件につきましては、農業用附帯施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、農業用附帯施設の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、610㎡で、令和2年11月30日に第4・5地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接し

ており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

(〇〇委員着席)

よって本案は原案のとおり、意見聴取いたします。

〇〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

(10)から(13)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

日程7、議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明いたします。69ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積95,677㎡、利用目的、牧草畑。ほか1筆、計97,832㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、借主を変更して賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借を受け農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年12月23日から令和5年3月22日まで。

6、価格。年133,040円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計548,228㎡、家畜、牛91頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、70ページのとおりです。この案件につきましては、地所有適格法人設立のため、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、法人と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第30号(2)から(6)について、説明いたします。71ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇9線〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 12,163 m²内 9,300 m²、利用目的、牧草畑、ほか2筆、計 45,169 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和7年12月31日まで。6、価格。年 192,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、計 1,302,488 m²、家畜、牛 315 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、72ページのとおりです。

なお、(3)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 13,692 m²、利用目的、牧草畑、ほか4筆、計 40,867 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和7年12月31日まで。6、価格。年 160,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計 1,153,036.76 m²、家畜、牛 168 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、74ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。75ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線西〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 6,485 m²内 5,400 m²、利用目的、普通畑、ほか1筆、計 43,100 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和3年12月31日まで。6、価格。年 171,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。世帯員、3人、農従者、1人、経営地、計 226,571 m²、経営作目、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、76ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。77ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 26,597 m²、利用目的、牧草畑、ほか2筆、計 71,482 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権移転。5、価格、4,550,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金 4,550,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、1人、農従者1人、経営地、計 1,669,597.75 m²、家畜、牛頭 838 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、79ページのとおりです。

なお、(6)についても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。78ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇・〇・〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 7,186 m²、利用目的、牧草畑、ほか1筆、計 40,950 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権移転。5、価格、2,236,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金 2,236,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、6人、農従者6人、経営地、計 1,892,400 m²、家畜、牛頭 593 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、79ページのとおりです。

この2件につきましては、貸主より賃貸借していた所有農地を借主に譲渡したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) から (6) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7) から (9) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第30号(7)から(9)について、説明いたします。80ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積47,454㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和5年12月31日まで。6、価格。年200,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。世帯員、6人、農従者、2人、経営地、計729,809.24㎡、家畜、牛85頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、81ページのとおりで。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。82ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積14,310㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年1月1日から令和7年12月31日まで。6、価格。年300,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、経営地、計701,270.41㎡、家畜、牛69頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、84ページのとおりで。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。85ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積24,139㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、借主を変更して賃貸借するもの。借主、経営移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年12月23日から令和6年8月22日

まで。6、価格、年 117,840 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況。世帯員、4 人、農従者 4 人、経営地、計 861,489 m²、家畜、牛 203 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、86 ページのとおりです。この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7) から (9) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(10) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第 30 号 (10) について、説明いたします。87 ページをお開きください。
(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。
借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 58,877 m²、利用目的、牧草畑、ほか 1 筆、計 94,407 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 3 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで。6、価格。年 220,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況。世帯員、5 人、農従者、2 人、経営地、計 769,325.12 m²、家畜、牛 119 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、88 ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(11) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第 30 号 (11) について、説明いたします。89 ページをお開きください。
(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積68,940㎡、利用目的、牧草畑。ほか5筆、計231,430㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、借主を変更して賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借を受け農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年12月23日から令和5年10月26日まで。6、価格。年289,100円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計784,747㎡、家畜、牛200頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、90ページのとおりです。この案件につきましては、地所有適格法人設立のため、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、法人と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第30号(12)について、説明いたします。91ページをお開きください。

(12)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、借主 中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積5,954㎡、利用目的、牧草畑。ほか4筆、計80,737㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、借主を変更して賃貸借するもの。借主、経営移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年12月23日から令和3年10月24日まで。6、価格、年104,320円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況。世帯員、5人、農従者、4人、経営地、計630,824㎡、家畜、牛185頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、92ページのとおりです。ここの案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(12)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、報告第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画利用権設定等変更届について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画利用権設定等変更届について」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。94ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示、字〇〇〇〇〇〇番、面積、50,096 m²内、45,000 m²、ほか2筆。3、利用権の種類、賃貸借権。契約期間、令和2年5月1日から令和12年4月30日まで。5、変更前賃貸料、140,000 円。6、変更後賃貸料、165,000 円。
この案件につきましては、〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏へ賃貸借していた農地について、貸主、借主の協議による合意のうえ賃借料を変更するものです。
以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
日程9、報告第11号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第11号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。96

ページをお開きください。

許可日、令和2年11月18日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 30,992 m²。3、許可期間、令和2年11月18日から永年となっております。以上、報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
日程10、報告第12号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第12号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。98ページをお開きください。
許可日、令和2年11月18日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。
借主、東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号、(株)〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字計根別71番、公簿、畑、現況、畑、面積9,813 m²内312.90 m²、ほか9筆、計9,704.04 m²。3、許可期間、令和2年11月19日から令和3年1月31日までとなっております。以上、報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
日程11、報告第13号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1)(2)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第13号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)(2)について説明いたします。100ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇発(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年3月18日付、中農委5第令元－5号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、ほか1筆。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和2年12月5日。7、完了検査年月日につきましては、令和2年12月18日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。101ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年3月18日付、中農委5第令元－6号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和2年11月30日。7、完了検査年月日につきましては、令和2年12月18日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) から (5) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第13号(3) から (5) について説明いたします。102ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年3月18日付、中農委5第令元－9号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇、ほか3筆。4、転用目的。黒ボク採取。5、事業計画の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和2年12月8日。7、完了検査年月日につきましては、令和2年12月18日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。103ページをお開きください。

(4) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目1番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年3月18日付、中農委5第令元－8号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、ほか1筆。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和2年12月8日。7、完了検査年月日につきましては、令和2年12月18日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。104ページをお開きください。

(5) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目1番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年3月18日付、中農委5第令元ー7号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、ほか1筆。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和2年12月8日。7. 完了検査年月日につきましては、令和2年12月18日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(6)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 報告第13号(6)について説明いたします。105ページをお開きください。

(6) 1、届出人の住所、氏名

野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年4月24日付、中農委5第令2ー1号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、ほか3筆。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和2年4月26日から令和3年4月25日まで。6、事業完了年月日。令和2年11月16日。7. 完了検査年月日につきましては、令和2年12月18日、第4地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告します。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第6回総会を閉会致します。ご苦労さまでございました。
ここで本年最後の総会ですので私の方から一言ご挨拶申し上げます。
一年間ご苦労様でございました。今年は天候的には一番草の収穫の時期は非常に天候が悪く、雨、雨、雨ということで草の収穫、皆さん苦労されたと思いますけど、その以降につきましては比較的台風もなく安定し、酪農に関しましても、畑作に関しましても非常に良い年であったんじゃないかという感じがいたします。その一方で皆さんご承知のように春からコロナ禍ということで、全国的に世界的に苦労された1年で、いまだに収束の目途が立っておりません。7月から新しい農業委員体制で進んできましたけど、新人の方がおられましても、皆さん普通に話してますけど、

研修会が一切することができずに、いろんな案件が出てくる中でいろいろな方のいろいろな地区の考え方を聞きながら、研修を積んでその都度その都度対応していくことが必要ですけど、それがなかなか適わないという時に入っています。この大事な時ですけども、皆さんの気持ちを一つにして中標津町全体の農地を守るんだと、いうことを農業委員だけじゃなくて農家全員の総意として守っていければなという感じもします。年々少しずつ農家が減少する傾向は歯止めがかかっていない状況にあります。そんな中で、いかにして農地を守っていくか、これから別な角度で大変な時代になろうかと思います。それは皆さんの知恵を使いながら、関係機関の協力を得て、大事な農地は絶対守るんだ、生産を上げて地域全体を守るんだっていう、一助に農業委員の皆さんとともに参加できればと思いますので、その点またまたよろしく願いいたします。来年に向けましては、まだわかりませんが、皆さんと共に、皆さん多く集まることはできませんけども、家族共々平和な新年を迎えることができ、新たな気持ちで出発できる良い年になりますことをご祈念申し上げて私からのご挨拶とさせていただきます。1年間ご苦労様でした。

(閉 会 11時30分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月28日

会 長 _____

11番 _____

12番 _____